

5 提出された意見の内容とそれに対する県の考え方

No	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方
1	<p>第5章 環境教育の推進に向けた各主体との連携、協働と行動計画の見直し</p> <p>1各主体との連携、協力</p>	<p>環境教育などを推進するための事業や施設を整理する必要がある。行政が遂行する事業や運営施設は可能な限り最小限に抑え、企業やNPOなどの民間団体に委託・売却することで、県の財政の健全化や産業の活性化に効果があると考える。それを実現するために、縦割りによる行政の弊害を取り除くための組織改革やセクター間の連携につながる委員会の設置などの対策が必要である。</p>	1	<p>【記述済み】</p> <p>環境教育等を推進するためには、県民・民間団体・事業者等の自主的な取り組みが、大きな役割を果たすことから、環境教育等の施策の実施にあたっては、県民・民間団体・事業者等の連携に留意するとともに、協働取組にあたっては、各主体の自主性を尊重し、適切な役割分担を図ることを本計画で記載しています。(P34)</p>